

大阪市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱の一部を改正する要綱

大阪市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
<p>(判定の申請又は要求)</p> <p>第3条 <u>法第11条第1項若しくは第2項又は第12条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は要求をしようとする者は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）第3条第1項又は第4条第1項に規定する計画書（省令第9条第1項において準用する場合にあっては、通知書）の正本及び副本各1通に、省令第3条第1項又は第4条第1項に規定する図書を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(添付図書)</p> <p>第4条 省令第3条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の表の（ア）欄の区分に応じ、それぞれ同表の（イ）欄に定めるものとする。</p>			<p>(判定の申請又は要求)</p> <p>第3条 <u>法第12条第1項若しくは第2項後段又は第13条第2項若しくは第3項後段の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は要求をしようとする者は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）第1条第1項又は第2条第1項に規定する計画書（省令第7条第1項において準用する場合にあっては、通知書）の正本及び副本各1通に、省令第1条第1項又は第2条第1項に規定する図書を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(添付図書)</p> <p>第4条 <u>省令第1条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の表の（ア）欄の区分に応じ、それぞれ同表の（イ）欄に定めるものとする。</u></p>		
	(ア)	(イ)		(ア)	(イ)
(1)	<u>法第11条第1項若しくは第2項又は第12条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請</u>	[略]	(1)	<u>法第12条第1項若しくは第2項後段又は第13条第2項若しくは第3項後段の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判</u>	[同左]

又は要求に係る建築物が  
複合建築物である場合

[略]

(申請又は要求の取り下げ)

第5条 法第11条第1項又は第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける前に当該申請を取り下げようとする者は、第1号様式による建築物エネルギー消費性能適合性判定申請取り下げ届の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

2 法第12条第2項又は第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける前に当該要求を取り下げようとする者は、第2号様式による建築物エネルギー消費性能適合性判定要求取り下げ届の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

(報告)

第6条 法第15条第1項の規定により法第13条の規定の施行に必要なものとして報告を求められた建築主等は、第3号様式による建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書により市長に報告しなければならない。

(基準適合命令等)

第7条 法第13条第1項の規定による命令は、第4号様式による基準適合命令書により行う。

2 法第13条第2項の規定による通知は、第

定の申請又は要求に係る  
建築物が複合建築物である  
場合

[同左]

(申請又は要求の取り下げ)

第5条 法第12条第1項又は第2項後段の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける前に当該申請を取り下げようとする者は、第1号様式による建築物エネルギー消費性能適合性判定申請取り下げ届の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

2 法第13条第2項又は第3項後段の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける前に当該要求を取り下げようとする者は、第2号様式による建築物エネルギー消費性能適合性判定要求取り下げ届の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

(報告)

第6条 法第17条第1項の規定により法第14条の規定の施行に必要なものとして報告を求められた建築主等は、第3号様式による特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書により市長に報告しなければならない。

(特定建築物に係る基準適合命令等)

第7条 法第14条第1項の規定による命令は、第4号様式による特定建築物に係る基準適合命令書により行う。

2 法第14条第2項の規定による通知は、第

5号様式による基準適合要請通知書により行う。

(調査の協力)

第8条 法第11条第1項若しくは第2項又は第12条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請若しくは要求をしようとする者又は建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築主は、本市が行う建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る調査に協力しなければならない。

(軽微な変更<sup>2</sup>に該当していることの証明)

第9条 省令第13条の規定による軽微な変更<sup>2</sup>に該当していることの証明の申請をしようとする者は、第6号様式による建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明申請書の正本及び副本各1通に、それぞれ当該申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が省令第5条（省令第9条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）に該当することを証する図書を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、省令第13条の規定による軽微な変更<sup>2</sup>に該当していることの証明の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更<sup>2</sup>に該当すると認めるときは、第7号様式による建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書を当該申請をした者に交付するものとする。

5号様式による特定建築物に係る基準適合要請通知書により行う。

(調査の協力)

第8条 法第12条第1項若しくは第2項後段又は第13条第2項若しくは第3項後段の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請若しくは要求をしようとする者又は建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築主は、本市が行う建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る調査に協力しなければならない。

(軽微な変更<sup>2</sup>に該当していることの証明)

第9条 省令第11条の規定による軽微な変更<sup>2</sup>に該当していることの証明の申請をしようとする者は、第6号様式による建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明申請書の正本及び副本各1通に、それぞれ当該申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が省令第3条（省令第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）に該当することを証する図書を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、省令第11条の規定による軽微な変更<sup>2</sup>に該当していることの証明の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更<sup>2</sup>に該当すると認めるときは、第7号様式による建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書を当該申請をした者に交付するものとする。

<p>3 市長は、省令第13条の規定による軽微な変更<sup>3</sup>に該当していることの証明の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更<sup>3</sup>に該当しないと認めるときは、第8号様式による建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更<sup>3</sup>に該当しない旨の通知書により当該申請をした者にその旨を通知するものとする。</p> <p>第3号様式（第6条関係）（A4） [様式 別紙2 挿入]</p> <p>第4号様式（第7条関係）（A4） [様式 別紙4 挿入]</p> <p>第5号様式（第7条関係）（A4） [様式 別紙6 挿入]</p> <p>第6号様式（第9条関係）（A4） [様式 別紙8 挿入]</p> <p>第7号様式（第9条関係）（A4） [様式 別紙10 挿入]</p> <p>第8号様式（第9条関係）（A4） [様式 別紙12 挿入]</p>	<p>3 市長は、省令第11条の規定による軽微な変更<sup>3</sup>に該当していることの証明の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更<sup>3</sup>に該当しないと認めるときは、第8号様式による建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更<sup>3</sup>に該当しない旨の通知書により当該申請をした者にその旨を通知するものとする。</p> <p>第3号様式（第6条関係）（A4） [様式 別紙1 挿入]</p> <p>第4号様式（第7条関係）（A4） [様式 別紙3 挿入]</p> <p>第5号様式（第7条関係）（A4） [様式 別紙5 挿入]</p> <p>第6号様式（第9条関係）（A4） [様式 別紙7 挿入]</p> <p>第7号様式（第9条関係）（A4） [様式 別紙9 挿入]</p> <p>第8号様式（第9条関係）（A4） [様式 別紙11 挿入]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[ ]の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の大阪市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、この要綱の施行の日以後にその工事に着手する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定等の事務について適用し、同日前にその工事に着工した建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定等の事務については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の大阪市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱第3号様式及び第6号様式による用紙は、改正後の要綱の規定にかかわらず

ず、当分の間なおこれを使用することができる。

特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書

年 月 日

大阪市長 様

建築主等 住 所

氏 名

年 月 日付け（適合判定通知書番号第 号）で建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る大阪市区 区 における特定建築物について、大阪市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱第6条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

報告の内容

(注意)

建築主等が法人等である場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書

年 月 日

大阪市長 様

建築主等 住 所

氏 名

大阪市 区 における建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物又は建築物の部分について、  
大阪市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱第6条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

報告の内容

(注意)

建築主等が法人等である場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

特定建築物に係る基準適合命令書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付け（適合判定通知書番号第 号）で建築物エネルギー消費性能適合性判定を行った建築物エネルギー消費性能確保計画に係る大阪市区 における特定建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の規定に基づき、次のとおり必要な改善の措置をとることを命令する。

記

命令しようとする措置及びその期限

(注意)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

基準適合命令書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

大阪市 区 における建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物又は建築物の部分について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第1項の規定に基づき、次のとおり必要な改善の措置をとることを命令する。

記

命令しようとする措置及びその期限

(注意)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

特定建築物に係る基準適合要請通知書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付け（適合判定通知書番号第 号）で建築物エネルギー消費性能適合性判定を行った建築物エネルギー消費性能確保計画に係る大阪市  
区 における特定建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第2項の規定に基づき、次のとおり必要な改善の措置をとることを要請する。

記

要請しようとする措置及びその期限

基準適合要請通知書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

大阪市 区 における建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物又は建築物の部分について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第2項の規定に基づき、次のとおり必要な改善の措置をとることを要請する。

記

要請しようとする措置及びその期限

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明申請書

(第一面)

年 月 日

大阪市長 様

申請者 住 所

氏 名

大阪市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱第9条第1項の規定に基づき、次の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条（同規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。

記

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

1 適合判定通知書番号

第 号

2 適合判定通知書交付年月日

年 月 日

3 適合判定通知書交付者

4 変更の概要

(注意)

- 1 申請者が法人等である場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 第二面から第五面までとして、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の(注意) 1. から 6. までに準じて記入してください。

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明申請書

(第一面)

年 月 日

大阪市長 様

申請者 住 所

氏 名

大阪市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱第9条第1項の規定に基づき、次の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。

記

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

1 適合判定通知書番号

第 号

2 適合判定通知書交付年月日

年 月 日

3 適合判定通知書交付者

4 変更の概要

(注意)

- 1 申請者が法人等である場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 第二面から第五面までとして、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の(注意)に準じて記入してください。

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付け（受付番号第 号）で申請のあった大阪市 区

における次の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条（同規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証明します。

記

直前の適合判定通知書番号 第 号

直前の適合判定通知書交付年月日 年 月 日

直前の適合判定通知書交付者

建築物面積 m<sup>2</sup>

延べ面積 m<sup>2</sup>

建築物の階数 (地上) 階 (地下) 階

建築物の用途 非住宅建築物 複合建築物

( )

構造 造 一部 造

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付け（受付番号第 号）で申請のあった大阪市 区

における次の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更

は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更<sub>に</sub>該当していることを証明します。

記

直前の適合判定通知書番号 第 号

直前の適合判定通知書交付年月日 年 月 日

直前の適合判定通知書交付者

建築物面積 m<sup>2</sup>

延べ面積 m<sup>2</sup>

建築物の階数 (地上) 階 (地下) 階

建築物の用途

非住宅建築物 一戸建ての住宅

共同住宅等 複合建築物

( )

構造 造 一部 造

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する旨の通知書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付け（受付番号第 号）で申請のあった大阪市 区

における建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、次の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条（同規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に関する旨の通知書のため、大阪市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱第9条第3項の規定に基づき軽微な変更に関する旨の通知書を送付いたします。

記

理 由

